

# Union Club 会則

施行	2000年1月			
一部改定	2003年1月	第6条1～3項	第7条5項	第8条4項
一部改定	2004年1月	第4条1,3,4項	第6条1項	第8条3,4項
一部改定	2026年1月	第4条2,3項	第6条1,2項	第7条1,2項 第8条3項

## 第1条 【名称】

このクラブはUNIONCLUBと称し、下記に事務局を置く。  
〒657-0013 神戸市灘区六甲台町2 神戸大学ESS内

## 第2条 【会員】

このクラブは次の会員で構成する。

1. 正会員：神戸大学ESSに在籍したことのある同校卒業生
2. 学生会員：神戸大学ESSを引退後1年以内の同校の学生

## 第3条 【目的】

このクラブは次のことを目的とする。

1. 神戸大学ESSメンバーを支援し、ESSの活性化と発展に協力する。
2. 現役生とOB・OG間の交流を図り、相互の親睦を深める。
3. 会員相互の親睦を図る。

## 第4条 【役員】

このクラブは次の役員を置く。

役員任期は2年とする。重任を妨げない。ただし学生会員から選出されるUnion Club委員の任期は1年とする。

1. 会長1名。役員会が正会員の中から選び、当人との事前折衝を経て年次総会に諮り、承認を得て会長とする。会長は本クラブを代表し、会務を統括する。

2. 常任幹事6名。正会員の中から会長が委嘱した3名と、学生会員から選出されたUnion Club委員3名を常任幹事とし、会長および常任幹事6名が常任幹事会を構成する。ただし幹事の人数は、会長判断で適宜増員することができる。会長は学生会員1名に会計幹事を委嘱する。
3. 役員会が何らかの事情で次期会長の推薦候補を特定することが出来ない場合かわりにメールアドレス管理、会計、総会担当の幹事を正会員の中から選び本人の了解を得て総会に諮り承認を得る。各担当は複数名でもよいものとする。

#### 第5条 【会合】

1. 毎年1回総会を開催する。
2. 会長は必要に応じて常任幹事会を招集し、このクラブの各種問題を協議し推進する。

#### 第6条 【事業】

このクラブは次のことを行う。

1. 会員および非会員OB・OGのメールアドレスのデータを適宜更新する。
2. ESSの現況および活動状況を、Union Clubのサイトを通じて会員に報告する。
3. UNION CLUB総会を企画立案し、OB/現役間の親睦を深める、

#### 第7条 【会計】

1. このクラブの経費は寄付金のみ収入によってまかなう。
2. 会計幹事は会員登録を担当するとともに。収入・支出をすべて記帳する。
3. 総会において役員以外から選出された会計監査人が、毎年度末に会計監査を行う。
4. クラブの会計年度は1月1日より12月31日までの1年とする。

#### 第8条 【付則】

1. この会則は総会において、出席会員の過半数の賛成によって改正される。
2. この会則を施行するのに必要な細則は常任幹事会で審議制定する。
3. 会員は住所・氏名・メールアドレスに変更を生じたときは遅滞なく会計幹事に通知する。
4. この会則は2000年1月に開催する総会が終了したときから施行される。  
(2003年1月25日、および2004年1月31日の各総会で改訂されている。)